

明日をひらく

(同和問題とこれからのわたしたち)



群馬県教育委員会

ふるさと

“ふるさとをかくす” ことを

父は

けもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかれ

ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し

許婚者に去られた友がいた

わが子よ

おまえには

胸張ってふるさとを名のらせたい

瞳をあげ 何のためらいもなく

“これが私のふるさとです” と名のらせたい

(丸岡忠雄・作)



この詩は、「ふるさと」の同和地区の現実を
父親の立場から詩にしたものです。

この詩を読んでどんな感想を持ちましたか。

は　じ　め　に

わたしたちは、だれもがすべて平等で幸せな生活を送りたいと願っています。これは、日本国憲法によって、だれにでも保障されていることなのです。

しかし、今日なお、わたしたちの身の回りには人権にかかわるさまざまな差別があります。同和問題もこの差別問題の一つです。

同和問題を解決するには、わたしたちがこの問題について正しい理解と認識を深め、国民的課題として取り組まなければなりません。

県教育委員会も、同和問題解決のために幼児教育、学校教育及び社会教育等のそれぞれの分野で具体的な実践を進めてきました。

次代をになう高校生の皆さんには、この冊子「明日をひらく」を活用され、同和問題についてより一層の理解と認識を深められることを期待しています。

目 次

詩 ふ る さ と

は じ め に

1 いろいろな差別と同和問題

- (1) こんな差別をしていないでしょうか 1
- (2) さまざまな差別 2
- (3) だれにでも認められている基本的人権 3
- (4) 同和問題とは 4
- (5) 部落差別の特徴 5

2 部落差別の起こり

- (1) 身分差別の芽ばえ 7
- (2) 身分差別の始まり 7
- (3) 士・農工商の身分制度 8
- (4) つくられた「えた・ひにん」の身分 9
- (5) 強化された差別 10

3 明治からの解放運動

- (1) 明治時代の身分差別 12
- (2) 立ち上がった同和地区の人々 14
- (3) 水平社の発展 15

4 戦後における部落差別と解放への歩み

- (1) 日本国憲法の公布と部落差別 17
- (2) その後の解放運動 18
- (3) 同和対策事業の法律制定 19

5 同和問題とわたしたちの義務

- (1) 同和問題解決への取組 21
- (2) 部落差別の本質に対する理解 22
- (3) 部落差別解決への努力 23
- (4) 差別のない社会をめざして 24

お わ り に

詩 多くのなかまとともに

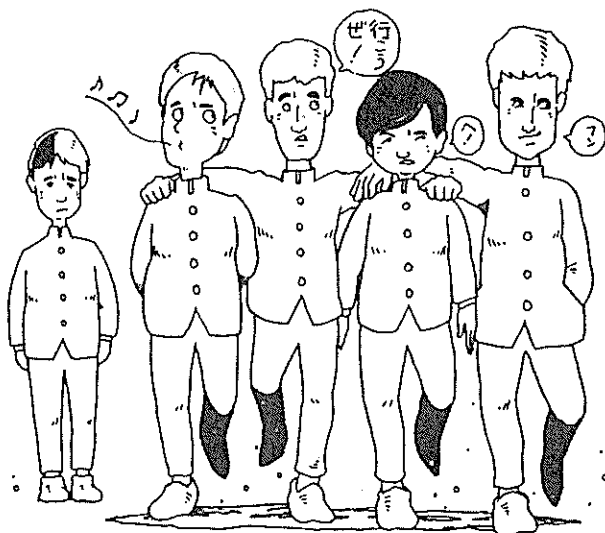
年 表

1 いろいろな差別と同和問題

(1) こんな差別をしていないでしょうか

わたしたちは生きています。毎日生活しています。自分に与えられたことを精一杯果たしています。将来立派な人間になることができるように、だれでも自分なりの努力をしています。また、この厳しい現実の中で、だれもが人間としての幸せを求め、豊かな生活を送ろうとして生きているのです。

しかし、すべての人々が生きる喜びを味わっているのでしょうか。「成績が良い、スポーツが得意、スタイルが良い」などで優越感^{ゆうえつかん}を抱き、他人を見くだしている人はいないでしょうか。「性別、生まれ」など自分の責任とはいえないさまざまな条件や理由によって、人間本来の人格が傷つけられていることはないでしょうか。また、仲間はずれやかげ口、物をかくすなどの「いじめ」で他人の心を傷つけていることはないでしょうか。こうした事実をわたしたちは一人一人の問題として受けとめ、十分認識していかなければなりません。お互いが同じ人間であるはずなのに、「差別する」とは、なんと悲しいことではありませんか。



仲間はずれにして得意
になる——
なんと悲しいことでは
ありませんか

(2) さまざまな差別

わたしたちはみんな、「生きる」権利を持っています。しかし、それは、ただ生きればよいということではありません。人間としての幸福感を抱き、生活にあふれる喜びを感じ、生まれてきて良かったと言えなければなりません。こうした生き方を妨げている大きな問題に差別があるのです。

それでは、わたしたちの身のまわりにあるさまざまな差別について考えてみましょう。

- ① 世の中にはいろいろな職業があります。「職業に貴^き賤^{せん}はない」といいながら心の底で、「あんな職業なんか」と思っていないませんか。職業の外見だけをみて、他人を評価するということはありませんか。



- ② 家柄、財産、学歴それに社会的地位などで、人間の価値を決めていませんか。
- ③ 障害者や高齢者に対して、思いやりのない態度をとったりしていませんか。
- ④ 「男のくせに」、「女のくせに」などと言って、性による差別をしていませんか。
- ⑤ 人種による肌の色の違いや国籍、民族、宗教などによって、差別意識や偏見^{いだ}を抱いていませんか。
- ⑥ 出身地や居住地だけで差別意識や偏見を抱いていませんか。

(3) だれにでも認められている基本的人権

身のまわりにあるいろいろな差別について考えてみましたが、すべての人々が平等な立場にたって、お互いに相手の人格を認め合うことはできないものでしょうか。

わたしたちはふだん、「自由、平等、基本的人権」という言葉を聞いたり、口に出したりします。これは、だれもが「生きる」権利を持っており、自由や平等の実現した差別のない社会を望んでいるからなのです。「幸せになりたい、人間らしく生きたい」という願いを実現させるためには、「相手を十分に理解し、人格を認め、差別意識をとりさること」すなわち、「相手の基本的人権を尊重すること」が大切なのです。そしてこのことは、「自分自身の基本的人権が尊重されること」にもなるのです。

これまでに学習しているとは思いますが、基本的人権にはどのようなものがあるのでしょうか、確認してみましょう。

「基本的人権」の区分

平	等	権	個人の尊重、男女の平等など
自由権	生命・身体の自由		生命及び自由の保障など
	精神の自由		思想及び良心の自由、学問の自由など
	経済活動の自由		居住、移転、職業選択の自由など
社	会	権	生存権、教育を受ける権利など
参	政	権	選挙権及び被選挙権など
請	求	権	損害賠償請求権など

これらの権利は、憲法にもあるように「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり「^{おか}侵すことのできない永久の権利」として認められているものです。

すべての人々が人権を自覚し、一人一人をかけがえのない存在として尊重し合うことによって、差別のない明るい社会がつくられるのです。このことは、民主主義の社会における人間の根本的なあり方にも通じているのです。

(4) 同和問題とは

これまで述べてきたように、自由と平等の原則に立つ現代でも、人間が人間を差別するという、間違った考えが残されているのです。それは、基本的人権を侵害することになります。

それが著しい形で現れているのが、同和問題（部落差別の問題）です。同和問題とは、同和地区の人々が、ただ単にその地区に生まれたというだけで、本人には、なんの責任もないのに差別されてきていることなのです。同和問題は、国民一人一人がその解決に当たらなければならない、重大な社会問題です。

そこで、これから社会のさまざまな分野で活躍していこうとしている皆さんに、この問題について、正しい理解と認識を深めてほしいのです。

さて、「同和」という言葉の意味を知っていますか。それは「同胞一和」などの略称で、同胞（きょうだい、同じ国民・民族）が、みんなひとつになり、仲よくしよう、ということなのです。

「同和問題」は、封建時代に意図的につくられた身分制度の結果生じたものです。そして、いまだに基本的人権が侵害されるという不合理な差別が社会の中に存在しているのです。

同じ日本人でありながら、同和地区の人々だけが、なぜ不合理な差別に苦しむことになったのか、その背景にはいったい何があったのか、それをこれから皆さんと考えてみましょう。



(5) 部落差別の特徴

「差別」とは、一種の優越感等を持って相手を区別したり、見下げたりすることです。先にも述べたとおり、部落差別は、「同和地区に生まれ育った」ということだけで差別されてしまうことをさしています。このように、部落差別は、同和地区の人々に対して同和地区外の人々が差別することをさしているのです。

この部落差別を分類すると二つに分けられます。

一つは「心理的差別」といわれるものです。これは、人々の観念や意識の中に潜^{ひそ}んでいる差別のことで、それは、言葉や文字や行動によってあらわれてくることがあります。

本人がいくら努力しても、どんなに豊かな教養を身に付けても、また人格的に円満で立派な人間に成長しても、「あの人は同和地区の出身だから」というだけで、その人を認めないこともあるのです。そして、就職、結婚、そのほかの日常生活で、不合理な差別をされてしまう場合が、今なおあるのです。

また、「同和地区の人々」という見方をすることによって個人的には、仲の良い友達であっても、良い人間関係がくずれてしまうことがあります。

もう一つは、「実態的差別」といわれるものです。これは、目に見える形で生活上にあらわれた差別のことです。生活する環境があまりよくない状態などをいいます。

このような差別は、人間の尊さを傷つけたり、人間の自由に生きる権利を不当にふみにじったりすることにつながります。

ふだんは親しい間がらであっても、また現在こうした差別意識がなくても、将来、自分の結婚などに際して、この差別が生ずることがあります。

次にあげる例は実際にあったことなのです。

T君は、ある会社に勤務するまじめな青年でした。紹介してくれる人があって、N子さんと一年あまりの交際の末、周囲の祝福をうけてめでたく結婚しました。新婚旅行もすみようやく落ち着いたころ、T君が同和地区の出身であることがわかりN子さんの家族が急に冷たくなりました。喜んでくれた会社の仲間の見る目も変わってきました。

N子さんの家族は、T君にN子さんとの離婚をせまると同時に、N子さんには妊娠中の赤ちゃんを中絶するようにとつめ寄りました。そしてN子さんは両方を承知してしまったのです。

自分が同和地区出身だということを、はじめて知ったT君のショックはとても大きかったのです。そのうえ、差別に対して立ち上がる力を持たなかったT君は、悲しみのあまり27才という若い生命を断ってしまいました。

T君は、死をもって部落差別に抗議したのではないのでしょうか。



このことは、苦しいとか悲しいとかという心情的な問題ではないのです。部落差別は、不当に人権が侵害され、自ら生命を断ってしまうことさえある問題なのです。

しかし、平成5年度の全国意識調査によると、同和地区の人と地区外の人との結婚については、若い世代になるにしたがって多くなっているなど結婚問題の改善が図られてきています。

2 部落差別の起こり

(1) 身分差別の芽ばえ

古代律令社会にも身分差別はありましたが、律令国家がくずれてくると、新しい身分階級が生まれてきました。

応仁の乱（1467年）に続く戦国時代は、「^{げこくじょう}下剋上」の世の中といわれました。下の者が上の者にとってかわることも多く、これまでの身分や階級はほとんどくずれ去り、機会と実力さえあれば、「きのうの^{るにん}流人がきょうは大名」というように、誰でも一朝^{いちちよう}にして権力を持つことができました。

ちなみに、16世紀末ごろの武将の中には、身分の低い家柄の者もいたといわれています。

こうして、古い身分やしきたりがなくなり、新しい秩序と統一が芽ばえる中でまた、これまでにない強力な身分差別がつくられてきました。

(2) 身分差別の始まり

織田信長の後をうけて全国を統一した豊臣秀吉は、貧しい農民の出身であるといわれています。

彼は、いったん天下をとると、その権力を持ち続けたいがため、また、権力を自分の子孫に伝えたいがため、成り上がり者が出てこられない社会をつくろうと考えました。そして、武力と法令によって支配者と被支配者とを固定する身分制度をうちたてていくことにしました。



まず、1582（天正10）年から、山城（京都）をはじめ各地で、いわゆる「太閤検地」を実施し、農民はその子孫にいたるまで、土地にしばりつけ、身動きができないようにしました。



このことは、土地と農民に対し、武士による封建支配の基礎がかためられたことを意味します。

さらに、「刀狩令」を出して、農民が持っていた武器や武具類をとりあげ、検地や重い税に反抗する農民の動きを

おさえるとともに、兵農分離を進めました。

そして、全国統一がほぼ完了した頃には、武士・農民・町民の身分が固定され、自分の意志では自由に身分を変えることができなくなりました。

これが、のちの江戸幕府に受け継がれ「士・農工商・えた・ひにん」という身分制度ができるもとになり、身分差別をひきおこす始まりとなったのです。

（3） 士・農工商の身分制度

江戸幕府は、武士階級を支配者とする幕藩体制をつくり、人口からいえばごく少数の武士が、その10倍以上もいる民衆を支配することになりました。

そして、その支配体制を維持し、強化するために、武力や法令や制度をもちいるほかに、民衆を農工商という身分に分けて、お互いを反目させることによって、全体としてまとまった力が発揮できないような身分制度をつくったのです。



民衆の中で、農民が上位とされたのは、農民の人口が圧倒的に多かったことと、その頃の財政のもとである米を作っていたからです。

しかし、農民は重い^{ねんぐ}年貢に苦しみ、さらにさまざまな生活規制のもとに、土地にしばりつけられていました。

その農民の不満をやわらげるために身分上は町民より上だという優越感を持たせました。これが、幕府の分割統治政策のたくみな仕組だったのです。

(4) つくられた「えた・ひにん」の身分

幕府は、さらに身分制度を徹底するために、士・農工商の下に「えた・ひにん」と呼ばれた身分をつくりました。

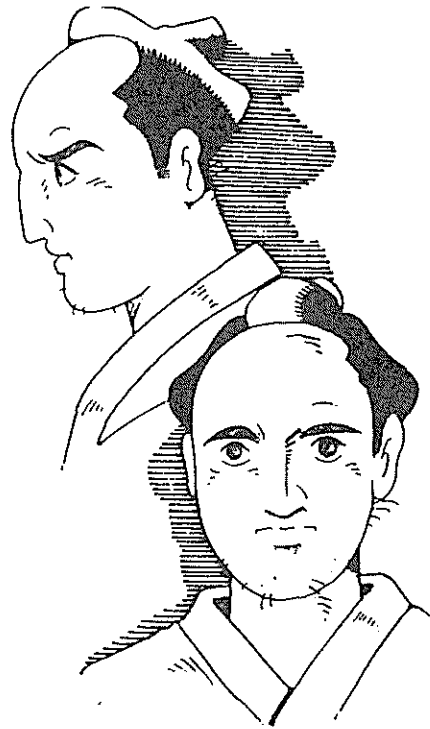
これは、特に農民が、「えた・ひにん」の身分の人々をさげすむことによって、自分たちよりもさらに苦しい身分の者がいるということで、封建支配に対する不満をそらすのに役立ちました。その上、幕府は「えた」と「ひにん」の間にも差別をつけました。えた身分の人々は親子代々その身分から抜け出せませんが、ひにん身分の人々は元の身分に戻ることもできました。しかし、制度上は、えた身分の人々が上位とされていました。

えた身分の人々は、農業や手工業にたずさわった人も多く、中には、^{ひかく}皮革加工・^{ぎょうけい}行刑（刑を執行すること）・^{ちあん}治安・清掃などをさせられた人もいました。また、ひにん身分の人々は、遊芸や雑業につき、行刑・治

安などの仕事をさせられました。

いずれも厳しい差別を受け、居住地・服装などの制限も時代とともに強められました。

江戸幕府は、農業を基盤にして財政を立てていましたので、政策上の都合から、基本的には農業を重視し、それに関係していない人々を軽んじました。そして、えた・ひにんの人々を最下級の身分に位置づけ、身分制度をととのえていきました。



しかし、中世以来の歴史をみると、差別された人々が伝統文化に果たした役割は、大変に大きかったことがわかります。例えば、河原者^{かわらもの}とよばれ、広く遊芸に携わっていた人々の中には、能を大成させた世阿弥^{ぜあみ}らや銀閣寺などの名園を造った善阿弥^{ぜんあみ}をはじめ、水墨画・華道などの伝統芸能の発展に功績を残した人々がいました。また、農具・生活用具・機織り道具・皮革製品などの生産にたずさわった人々も、技術の向上に努め、厳しい差別の中で助け合い、生活していたのです。

（５） 強化された差別

江戸時代の後半になると、商品経済が発展して、封建社会の矛盾が激しくなりました。農村では貧富の差が拡大し、さらに凶作・飢饉^{きょうきく}が起こり、百姓一揆が多発するなど、幕藩体制は根底からゆらぐようになりしました。幕府や藩は封建支配のたてなおしを図るため、身分制度による差別政策をますます強めたのです。えた・ひにん身分の人々に対しては、

職業や居住地域・服装など、生活全般にわたってさらに厳しい規制を加えました。

このような身分差別の強化に対して、同和地区の人々は、時には百姓一揆に加わり、時には、自分たちだけで一揆を起こし、要求をとおさせることもありました。しかし、江戸時代を通じて、差別は厳しくなるばかりでした。

これらの部落差別に対して、民衆の間から同和地区を解放しようとする動きは起こらず、逆に同和地区を差別することで、自分たちの貧しく苦しい暮らしをなぐさめるだけでした。

また、同和地区を解放するべきだという思想家も、ほんのわずかいましたが、世に影響を与えるほどの力にはなりませんでした。



○ 幕末においては、同和地区の者が同和地区外の者に殺された事件で、「えたの命は町人の7分の1の値打ちしかないから、犯人を処罰してほしいければ、あと6人殺されてからこい」と江戸の北町奉行がいうほどの状態でした。

それでも、幕府は同和地区の人たちを利用して、^{ちょうしゅう}長州征伐に参加させています。これに対して、長州藩でも農民や町民でつくった奇兵隊に同和地区の人々を参加させました。しかし、同和地区の人が期待していた身分の解放はなく、戦いが終われば、元どおりの差別が続きました。

3 明治からの解放運動

(1) 明治時代の身分差別

明治政府は、「四民平等」をかかげて、封建的身分制度の撤廃^{てつぱい}を断行し、近代国家への第一歩をふみだしました。

そして、1871（明治4）年に、太政官布告^{たじょうかんふこく}（身分解放令）によって、「えた・ひにんという呼び方を今後しないこと」と「職業の選択は自由であること」を宣言しました。この身分解放令は、長い間、封建的身分差別のもとで苦しんできた人々にとって、大変大きな喜びでした。

このようにして、法的には身分差別が、日本の社会から永久に消えることになったのです。

その後政府は、1872（明治5）年に新戸籍^{しんしんこせき}（いわゆる「壬申戸籍」）をつくりました。



○ この戸籍には「元^{もと}えた」とか「新^{しん}平^{へい}民^{みん}」という新たな差別的な用語もみられました。「身分解放令」が実質的な解放の保障にならなかったといわれている理由の一つもここに 있습니다。

現在、この戸籍は政府が保管し、閲覧が絶対に禁じられています。

○ 皆さんの中には、島崎藤村の『破戒』^{はかい}を読んだことがある人もいるでしょう。

主人公の丑松^{うしまつ}は、「部落出身であることをかくせ」という父親^{いまし}の戒めを破^すって自分から素性^{すじょう}を告白したため、教職を追われてアメリカに渡らなければならなくなりました。これは小説であって、事実そのものではありませんが、このような差別は明治になってからも実際にあったのです。

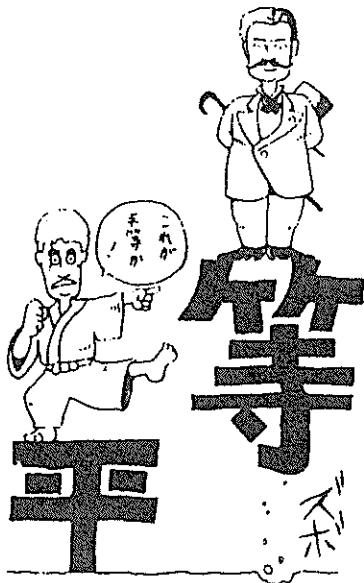
「身分解放令」では「職業の選択は自由である」といわれました。

しかし、同和地区の人々に、広く自由な職業選択を保障する具体的な政策はなにひとつとられませんでした。

これに対して、武士には多額な一時金を支給して、その生活を保障しました。

解放と同時に、同和地区の人々に対する国の保障が十分になされていたら今日の同和問題はかなりその姿を変えていたことでしょう。

明治政府になって、「四民平等」の世の中になりましたが、それは形式上そうなったというだけで、身分や生活上の平等が本当に実現されたわけではありません。



○ 「身分解放令」の発布を喜んで、同和地区の代表が大庄屋のところへあいさつにいったところ、「あのお触れは、お上の都合で、五万日の日のべになった」と同和地区の人にいやがらせをするということもおこりました。

このことは、「身分解放令」が出されても、人々の考え方や生活感情がただちにきりかえられなかったこと、つまり、意識の改革がきわめて不十分だったことを示しています。

このように不合理な偏見や前近代的な意識が、いまだに残っていることが、今日まで差別がなくなる原因なのです。

「身分解放令」が、実質的には有名無実になっていくのに失望した人々が、その後に起こる自由民権運動に大きな期待を寄せていったのは当然のことです。この運動の影響を受けて、1903（明治36）年、「大日本同胞融^{ゆうわ}和会」がつくられました。この会の運動が、大正時代の融和政策に引き継がれていきました。

（２） 立ち上がった同和地区の人々

1918（大正7）年に富山県で「米騒動」が起こり、やがて各地に広がり、同和地区の人々もこれに大勢加わりました。それは同和地区の人々の暮らしがたいへん貧しく、米の値上がりの影響をまともにうけて、生活がいっそう苦しくなったからでした。



この騒動は同和地区の人々が中心であるという偏見のもとに、政府による厳しい処罰がおこなわれました。しかし、このことが、かえって同和地区の人々の解放への自覚をうながすことになったのです。

「米騒動」をきっかけに、立ち上がりをもせた同和地区の人々を、政府は警察の力で強く取り締まりました。また、一方では、同和地区の人々の不満をそらし、やわらげようとして、いろいろな融和政策を進めました。しかし、これらの政策は、同和地区の人々が自ら求めたものではなく、差別を解消することにもつながりませんでした。

政府の融和政策や改善事業が、本質的な差別解消にはならないことを知った同和地区の人々は、自分たちの力で差別をなくそうとして立ち上がりました。こうして「水平社」は生まれたのです。

(3) 水平社の発展

1922（大正11）年3月3日、京都市の岡崎公会堂に、全国の同和地区の代表者たちが集まり、自分たちの行動によって、同和地区の解放を

ろうとするなどの方針が決められました。有名な「水平社宣言」が採択されたのもこのときです。宣言文には、「吾々の祖先^{われわれ}は自由、平等の^{かつごう}渴仰者であり実行者であった。……吾々は、かならず^{ひくつ}卑屈なる言葉と怯懦^{きようだ}なる行為によって、祖先^{はずか}を辱しめ、



人間を冒^{ほうとく}瀆してはならぬ。……人の世に熱あれ、人間に光あれ。」と述べられており、同和地区の人々の団結を呼びかけました。そして差別する者に対して、そのあやまちを追及し、反省を求めることを決議しました。

その後、全国各地に「水平社」がつくられ、全部で300ほどの組織が生まれました。この「水平社」の運動は、同和地区の人々をさげすむような言動を厳しく追及していきました。こうして、全国でたくさんの差別事件がとりあげられるようになりました。

ところが、差別的な言動を追及してゆく運動は、ほかの人々の間にいろいろな誤解や対立を生み、差別を潜在^{せんざいか}化させてしまう結果になりました。「差別的な言葉を口にさえしなければいいのだ」とか、「水平社はこわい」という、あやまった見方や考え方が生じたのです。差別的言動を追及する運動は、そのような誤解を解く努力をしながら、労働者や農民とも手を結んで発展し、役所や軍隊内にまで広がっていきました。水平社は、政府の弾圧にも屈しないで、組織を大きく発展させていったのです。

やがて、1937（昭和12）年に、日中戦争が起こり、日本は太平洋戦争への道をつき進みました。さらに、戦時体制の世の中になっていくと、民主主義、自由主義の思想は圧迫され、水平社も政府によって解散するように命じられました。

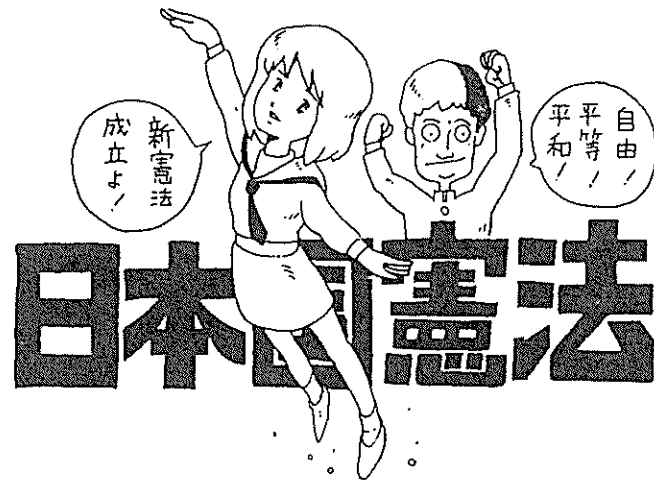
しかし、差別に反対する運動の火は、こうした状況の中でもともされつづけ、戦後の新憲法のもとにひきつがれることになるのです。

4 戦後における部落差別と解放への歩み

(1) 日本国憲法の公布と部落差別

日本国憲法は1946（昭和21）年11月3日に公布され、翌年5月3日から施行されました。

新憲法では、いっさいの戦争をやらないという誓いとともに、基本的人権を保障し、人間の平等については、第14条で「すべて国民



は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」ことを明らかにしました。さらに、第11条の基本的人権、第25条の生存権、第26条の教育を受ける権利、第27条の勤労の権利など、民主的な社会のあるべき姿を規定しています。

新憲法ではこのような理想をかかげましたが、実際の同和地区の人々の生活や運動はどうなったのでしょうか。

解放運動は戦争のあいだ弾圧されていましたが、1946（昭和21）年2月、京都市で部落解放に熱意をもつ人々が参加して、「部落解放全国委員会」が結成されました。戦前の全国水平社の伝統は、このようにしてうけつがれたのです。

部落解放全国委員会は1947（昭和22）年に部落産業経済復興運動を起こし、戦争中に政府がおこなった経済統制や、職人の召集、徴用^{ちようよう}によって衰えていた皮革産業などの同和地区の産業を復興するためのはたらきかけを、政府や地方当局に強くおこないました。

連合国軍総司令部は農地改革の指令を出し、農村の封建的な地主・小作関係をなくしました。地主制度の廃止によって貧しい小作農は自作農になりました。しかし、この農地改革は約30アール以上耕作する農民を対象としたので、耕作規模がそれ以下の小作農が多かった同和地区の農民は、自分たちの土地を手に入れることができませんでした。同和地区の農民の多くは、相変わらずわずかな農地にしがみついているよりほかありませんでした。また一方、都市の同和地区では、食糧難、住宅難から生活が苦しくなり、貧しい者同士が寄り集まって暮らさなければなりませんでした。街がにぎやかに復興しても、やはりいつの間にか、もともとあった所に住まざるを得なくなったのです。

（２） その後の解放運動

1950（昭和25）年、朝鮮戦争の特需景気をきっかけに、日本の経済は急速に復興し、鉱工業の生産高は戦前の最高水準にまで回復しました。その後、昭和30年代には高度成長の歩みがはじまり、産業が発展し、人々の生活はかなり安定してきました。

しかし、同和地区では、失業、低収入、そして、低位な生活環境が相変わらず改善されませんでしたし、教育条件にも恵まれませんでした。こうしたこともあって、同和地区の人々は交際や結婚・就職の面で依然として差別されていました。

解放運動が、新しい方向に進むきっかけになったのは、1951（昭和26）年、京都市で起こった「オール・ロマンス事件」でした。これは、オー



ル・ロマンスという雑誌に同和地区をモデルにした小説が発表され、そのころの同和地区の実態を差別的に表現していたために問題になった事件です。

この年、岡山県で開かれた解放委員会の第7回大会は、このことを論議し、同和地区の人々が受けている差別は、その貧しさに原因があることを明らかにしました。そして、差別をなくすためには、まず生活を改善することが大切であるとして「土地や仕事を与えよ」という方針を決め、政府や地方の行政当局に強く要求することになりました。また、学校教育における差別事件をとりあげ、同和地区の子どもが疎外^{そがい}され差別をうけていることを明らかにし、学校教育や社会教育を通して、同和教育を推進する必要性を強調しました。

このような活動を受けて1955（昭和30）年、部落解放全国委員会は、さらに運動を発展させるために、組織を改めて、「部落解放同盟」と改称しました。

そして、「部落の解放のためには、部落の人々の生活的、経済的基盤の長期的安定を図ることが先決問題であり、そのためには、部落のおかれている劣悪な環境を改善し、教育を高め、就業、就労の安定を確保することが重要である」とし、これを柱として運動を進めました。

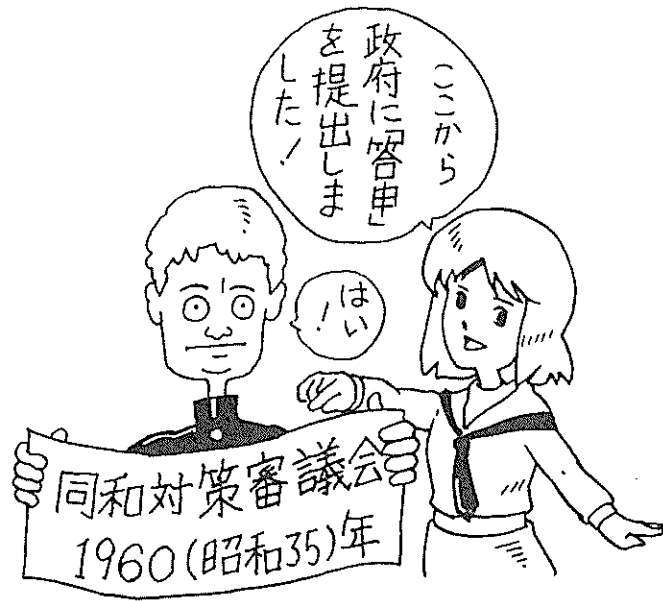
このような方針にもとづいて国会に対して、同和問題の根本的な解決を図る総合的対策を立てるよう請願しました。

（3） 同和対策事業の法律制定

戦前においても差別をなくすために、全く何もしなされなかったわけではありません。この対策として断続的ではあるが、生活改善事業なども実施され、また、水平社を中心とした運動により、「融和事業完成十カ年計画」というものが立てられました。しかし、これらは慈善的、融和的なものであり、予算的措置も少なく総合的なものではありませんでし

た。また、国民の意識も低かったために、差別と困窮こんきゅうの同和地区を改善するにはほど遠いものでした。

しかし、「身解放令」以来およそ一世紀、これまでの要求運動がもりあがる中で1960（昭和35）年、総理府に「同和対策審議会」が設けられました。こ



この審議会は、5年の歳月をかけてようやく「答申」を政府に提出し、「同和問題の解決は国の責務であり、また国民的課題である」として、はじめて差別の解消は国の責任であり、国民一人一人の課題であるとししました。

この答申を受けて、国会では、1969（昭和44）年に、「同和対策事業特別措置法」が、1982（昭和57）年には「地域改善対策特別措置法」が制定されました。これらの法律にもとづいて、国や県・市町村は同和地区の生活環境改善に関する事業をはじめ、さまざまな同和対策事業を進めて、かなりの成果をあげることができました。

さらに、残された課題を解決するために、従来の反省に立って新たに1987（昭和62）年4月1日に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定されました。そして、1992（平成4）年と1997（平成9）年にそれぞれ5年間延長され、ひきつづいて同和問題の解決を図るための施策がなされています。

また、差別意識を除くために、同和教育に力を入れています。学校教育はもちろん社会教育や家庭教育でも基本的人権尊重の精神を養い、民主的人間の育成に努めています。

5 同和問題とわたしたちの義務

(1) 同和問題解決への取組

これまで見てきたように、わたしたちをとりまく社会にはさまざまな差別問題があります。中でも同和問題は、なかなか表面に現れてきませんが、実に根の深い、切実で厳しい差別問題であることが理解できたと思います。

平等の原則にたつ日本国憲法のもとで、まだ人権の不平等で苦しんでいる人たちがいるということは、国際社会の一員として恥ずかしいことです。わたしたちは、自由と平等の理念に基づき、人間一人一人の理性の結びつきによって成り立つ、民主的で差別のない社会を是非とも実現させなければなりません。中でも、いわれのない偏見や差別によって生じる部落差別の問題は、国民一人一人の課題として一日も早く解決させる必要があります。

そのため1969（昭和44）年、国では「同和対策事業特別措置法」を制定し、国の重点施策として取り組んできました。その結果、同和地区の生活環境は大幅に改善されてきています。

また、同和地区の人々に対する不合理な差別意識を解消させるため、県市町村等による、保護者や社会人への啓発活動などが盛んに行われています。その結果、同和問題が正しく理解されてきています。さらに、結婚差別の問題も着実に解消に向けて進んできています。

これらの例は、近い将来において長く続いた差別の歴史を解消させることができるということを物語っているのではないのでしょうか。

そこで、差別のない、自由で平等な明日をひらくために、皆さんが、部落差別の問題に対して、具体的にどうしたら良いかを考えてみましょう。

(2) 部落差別の本質に対する理解

わたしたちは日常生活の中で、学歴、職業、貧富、あるいは個人の能力、才能などで人を見下げたり、馬鹿にしたりして差別をしてしまうことがあります。しかし、同和地区の人々がこうむっている部落差別はこのような差別と全く異なるものです。

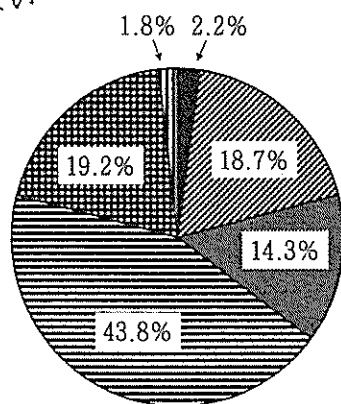
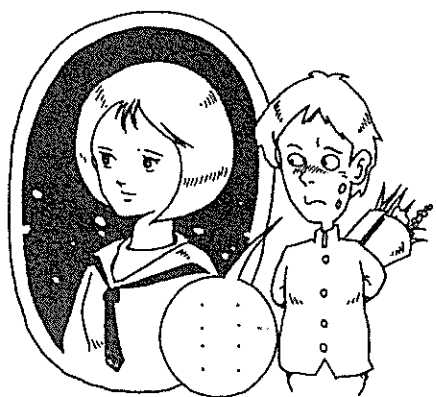
同和地区の歴史からも分かるように、部落差別は政治的支配をめぐる中で意図的に作られたものです。そして、単に「同和地区に生まれ育った」というだけで特別な目で見られ、結婚、就職、近所づきあいなどの日常生活で差別を受けることがあるのです。このことは日本国憲法で保障されている基本的人権をはじめ、さまざまな権利と自由・平等が同和地区の人々に完全には保障されていないということです。

わたしたちは、同和問題の解決のために、部落差別の本質が全く根拠のないものであることを理解することが大切です。

平成5年度同和地区実態把握等調査の意識調査より（総務庁調査）

質問 同和問題の解決に対するあなたの態度はいかがですか。

- A これは、同和地区の人だけの問題だから、自分とは直接関係のない問題だと思う
- B 自分ではどうしようもない問題だから、なりゆきにまかせるよりしょうがないと思う
- C 自分ではどうしようもない問題だが、誰かしかるべき人が解決してくれると思う
- D 基本的人権にかかわる問題だから、自分も市民の一人として、この問題の解決に努力すべきだと思う
- E よく考えていない
- F 不明



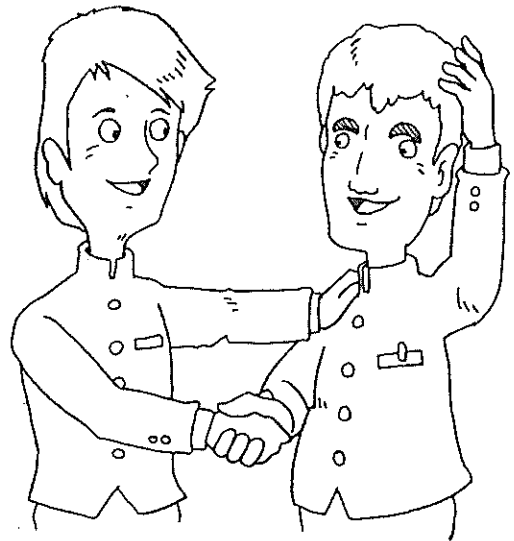
■ A ▨ B ■ C ▤ D ▦ E ▩ F

(3) 部落差別解決への努力

わたしたちの日頃の何げない言動の中には、偏見や差別意識が^{ひそ}潜んでいる場合があります。そして、気づかずに相手の心を傷つけたり、差別的に扱ったりしていることがあります。人の心の痛みが分かるためには、立場を置き換えて考えて見る必要があります。

この冊子の初めに掲げた『ふるさと』という父親のわが子に呼びかけた詩は、差別の苦しみや悲しみなどを鋭くうたっています。

同和地区の人たちの立場に立って考えたとき、差別の非情さに苦しむその人々の心の痛みをひしひしと感じ、強い^{いきどお}憤りを覚えると思います。このような差別の厳しさに苦しむ同和地区の人々の立場を、本当に自分のものとして理解し、切実感を持ってその問題の解決を図る努力をしていくことが大切です。



わたしたちは、自由と平等の理念に基づき、人間一人一人の理性の結びつきによって成り立つ、民主的で差別のない社会を実現させなければなりません。

同和問題は、憲法によってすべての国民に保障されている基本的人権が、同和地区の人々には十分保障されていないという重大な問題です。

同和問題の本質を学んだわたしたちは、あらゆる機会をとらえて、同和地区の人々に対する偏見や差別を取り除くための実際的な行動がとれるよう努力しなければなりません。

(4) 差別のない社会をめざして

皆さんは、この冊子を通して、同和問題について学習しました。しかし、残念なことにまだ世の中のすべての人が、この同和問題を正しく理解しているとはいえません。特に結婚や就職の問題においては、いまだに心の奥底で同和地区出身の人を差別する気持ちを払拭^{ふっしょく}できないでいる人がいることも事実です。このようなことは、人間としてあってはならないことなのです。

わたしたちは、基本的人権を尊重し、民主的で差別のない社会を築いていくためにも、同和問題に対する正しい認識と、一人一人が部落差別をなくしていくための努力をする必要があるのです。

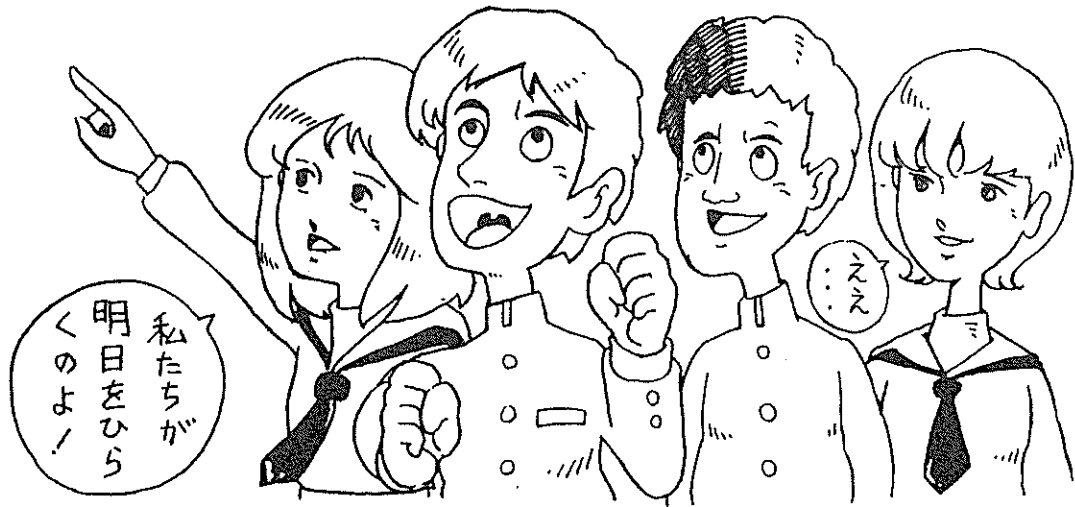
そのために、すべての人々が人権感覚をみがき、同和問題の解決を自らの課題として努力していくことが求められているのです。

皆さんは、これから社会に出て、個性を発揮し、さまざまな分野で活躍されるでしょう。そうした時にこそ、正しい理解の上に立って部落差別をはじめあらゆる差別をなくすよう行動していかなければなりません。

これからの皆さんの一人一人の行動が、次の新しい時代と歴史を作っていくことになるのです。

皆さん！差別のない平和な社会を築くために、お互いに努力していきましょう。





お わ り に

この冊子をもとに学んだ皆さんには、同和問題への関心をさらに高め、内容を正しく理解し、その本質をつかんで欲しいのです。同和問題と自分とのかかわりあいを見きわめ、差別の解消にむかってねばり強くはたらきかけてください。

世の中の進展につれて、生活様式が変わり、偏見や差別のあらわれ方も少しずつ変化してきますから、解決方法もそれに合わせて創意・工夫していかななくてはなりません。現在では、実態的な差別は急速に改善されていますが、心理的な差別はまだ残されています。この差別をどうしたら解消できるかが、これからの皆さんに課せられた大きな課題だということを、しっかり自覚してください。社会の一員として、これからまさに活躍しようとしている皆さんに、わたしたちは大きな期待を寄せています。

人権問題である同和問題の解決に向けて、ともに手をたずさえ、差別のない明るい社会を実現していくことが、同時にあなた方自身の明日をひらいていくことにつながっているのです。

多くのなかまとともに

わたしは、口べたで内気……………

たとえ、はっきり自分に差別のホコ先を突きつけられても

はね返す勇気も知識もなかった

ただ、じっと眼を閉じているばかり

でも今は違う。部落の問題……………部落の歴史……………

本をさがして、わたしは学習しよう

父母のあゆんだ道

村の人の生きてきた道

話をきいて、わたしの心にきざみつけよう

ひとりで悩んだことがはずかしい

これからは、わたしはフタをあけた貝になる

おもいきり、水をすい込み、はきだしながら

ひろく、あかるい海をおよぐ貝になる

差別はあるべきでない

みとめるべきでない

許すべきでもない

じゃ、いったいわたしはなにを……………答えはまだはっきりでてこない

ただ、これだけはみえてきた

自己解放……………差別をなくするための小さな努力……………

みんながひとつになれば、おおきな力になるのです。

(高知県同和奨学生研修会参加生徒作品)

「高校生の部落問題」第二版 解放出版社

年 表

	日 本 の 歩 み	部落差別と差別解消の歩み
安土・桃山	1582年 太閤検地 1588年 刀狩令 1590年 豊臣秀吉、天下統一 1591年 身分統制令	
江	1603年 徳川家康、征夷大將軍 1615年 士・農工商の身分制度の確立 〃 武家諸法度 1637年 島原の乱 1639年 鎖国令 1649年 慶安の御触書 1716年 享保の改革	1778年 えた、ひにんの風俗取り締まりを各藩に命令 1815年 松代藩のおきて書
戸	1837年 大塩平八郎の乱 1841年 天保の改革 1867年 大政奉還	1856年 播州（兵庫県）で洪染一揆
明	1868年 明治維新 1872年 壬申戸籍（明治5年） 1873年 地租改正（明治6年） 1889年 大日本帝国憲法発布（明治22年）	1871年 身分解放令（明治4年） 1871年～1873年 解放令反対一揆（明治4年～6年） 1902年 岡山県に備作平民会結成（明治35年） 1903年 大日本同胞融和会の結成（明治36年） 1906年 島崎藤村「破戒」を発表（明治39年）
大正	1914年 第一次世界大戦（大正3年） 1918年 米騒動、シベリア出兵（大正7年）	1922年 水平社結成（水平社宣言）（大正11年）
昭和	1937年 日中戦争（昭和12年） 1941年 太平洋戦争（昭和16年） 1945年 農地改革（昭和20年） 1946年 日本国憲法公布（昭和21年） 1950年 朝鮮戦争（昭和25年）	1946年 部落解放全国委員会結成（昭和21年） 1951年 オール・ロマンス事件（昭和26年） 1960年 同和对策審議会の設置（昭和35年） 1965年 同和对策審議会が答申（昭和40年） 1968年 壬申戸籍の閲覧を禁止（昭和43年） 1969年 同和对策事業特別措置法施行（昭和44年） 1982年 地域改善対策特別措置法施行（昭和57年） 1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行（昭和62年）
平成	1994年 児童の権利に関する条約公布（平成6年） 1997年 人権擁護施策推進法施行（平成9年） 1997年 人権教育のための国連10年国内行動計画（平成9年）	1992年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（平成4年） 1997年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律施行（平成9年）

資 料 作 成 委 員（平成9年度）

田 中 睦 夫	（群馬県立前橋高等学校 教諭）
松 井 福 治	（群馬県立桐生南高等学校 教諭）
武 藤 茂	（群馬県立伊勢崎東高等学校 教諭）
増 山 晏 臣	（群馬県立館林高等学校 教諭）
齊 藤 三 郎	（群馬県立渋川女子高等学校 教諭）
大 竹 弘 幸	（群馬県立高崎北高等学校 教諭）
加 藤 豊	（群馬県立松井田高等学校 教諭）
高 橋 敬 明	（群馬県立中之条高等学校 教諭）
遠 藤 由 理 子	（利根教育事務所 指導主事）
亀 井 優	（東部教育事務所 指導主事）

表 紙 長岡 祐介（群馬県立伊勢崎東高等学校 教諭）

イラスト 金子 弘之（群馬県立桐生南高等学校 昭和53年度卒業生）

人 権 教 育 資 料

明 日 を ひ ら く

（同和問題とこれからのわたしたち）

初 版	昭和 5 3 年度	同和教育資料集
改訂版	昭和 5 5 年度	同和教育資料集
第 2 版	昭和 5 6 年度	同和教育資料集
第 3 版	昭和 5 7 年度	同和教育資料集
第 4 版	昭和 5 8 年度	同和教育資料集
第 5 版	昭和 5 9 年度	同和教育資料集
第 6 版	昭和 6 0 年度	同和教育資料集
第 7 版	昭和 6 1 年度	同和教育資料集
第 8 版	昭和 6 2 年度	同和教育資料集
第 9 版	昭和 6 3 年度	同和教育資料集
第10版	平成 元 年度	同和教育資料集
第11版	平成 2 年度	同和教育資料集
第12版	平成 3 年度	同和教育資料集
第13版	平成 4 年度	同和教育資料集
第14版	平成 5 年度	同和教育資料集
第15版	平成 6 年度	同和教育資料集
第16版	平成 7 年度	同和教育資料集
第17版	平成 8 年度	同和教育資料集
第18版	平成 9 年度	同和教育資料集
第19版	平成 1 0 年度	同和教育資料集
第20版	平成 1 1 年度	同和教育資料集
第21版	平成 1 2 年度	同和教育資料集
第22版	平成 1 3 年度	同和教育資料集

平成 1 4 年 8 月 3 1 日 発 行

編 集
発 行

群馬県教育委員会人権教育室

〒 3 7 1 - 8 5 7 0 前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

電 話 0 2 7 - 2 2 6 - 4 6 4 2